令和4年4月21日

宮崎国際大学長

村上 昇 殿

教育学部長

福田 亘博

令和3年度教育学部児童教育学科ベストティーチャー賞候補者の推薦について

（お願い）

教育学部では、令和3年度ベストティーチャー者について、教育学部ベストティーチャー賞候補者選考委員会規程第5条第（2）項において、最も教育上貢献した教員として学生教職支援センター長白石知子教授を推薦することに決定しました。

つきましては、白石知子教授の「ベストティーチャー賞」授与にかかわる手続きについて、お取り計らいの程よろしくお願いいたします。

以上

宮崎国際大学ベストティーチャー賞規程

（目的）

第１条　この規程は、宮崎国際大学において教育実践に顕著な成果をあげた教員及び大学に対するサービスが顕著である教員に対して、その功績を表彰することにより、教員の意欲向上と学部教育の活性化を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　前条の表彰の名称は、宮崎国際大学ベストティーチャー賞（以下「ベストティーチャー賞」という。）とする。

２　ベストティーチャー賞の英語名称は、「MIC Award for Excellence in Teaching」とする。

（賞の授与）

第３条　ベストティーチャー賞は、表彰される年度当初において、教員として在職し、前年度までの教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、１人に授与する。

（１）授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者

（２）教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者

（３）その他ベストティーチャー賞にふさわしいと認められる者

（組織・選考委員会）

第４条　ベストティーチャー賞を授与するにふさわしい候補者（以下「候補者」とい。）の選考は各学部において諮り、学長に推薦する。

第５条　学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、教育研究評議会の議を経て、表彰を決定する。

（表彰状等の授与）

第６条　被表彰者に対して、表彰状を授与する。

（事務）

第７条　表彰に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、ベストティーチャー賞に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 27 年度 6 月 3 日に制定し、同日より施行する。

附則

この規程は、平成 30 年度 4 月 1 日より施行する。